

一般財団法人 犬猫生活福祉財団  
財産管理運用規程

制 定 日	2021年10月 1 日
施 行 日	2021年10月 1 日

# 財産管理運用規程

## (目的)

第1条 この規程は、定款第8条に基づき、一般財団法人犬猫生活福祉財団（以下「当法人」という。）の財産管理及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 当法人の財産管理及び運用については、定款に定めに従うほか、この規程に定めるところによる。

## (管理責任者)

第3条 財産管理及び運用についての責任者は理事長とする。

## (維持管理)

第4条 理事長は、財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

## (基本の方針)

第5条 財産の管理及び運用については、元本回収の確実性を基本として安全かつ確実な方法にて行うものとする。

## (金融商品の選択)

第6条 財産の運用に係る金融商品の選択に当たっては、経済状況、金利市場の動向等資金運用環境を勘案しつつ、短期、中期、長期運用等、金融商品の運用期間にも留意して行うものとする。また、過度に特定の金融商品に集中しないよう配慮するものとする。

2 運用対象の金融商品は、次の各号のものとする。

- ① 国債、地方債又は政府保証債
- ② 定期預貯金
- ③ 信託銀行への金銭信託又は貸付信託
- ④ その他元本回収の確実性があるとみなされる金融商品

## (運用先)

第7条 運用に当たっては、運用先金融機関や有価証券の発行体の信用度、経営財務状況及び格付機関による格付等を充分検討のうえ運用先金融機関を選定するとともに、過度に特定の金融機関に集中しないように配慮するものとする。

2 運用先金融機関等に問題視されるような事態が生じる恐れがある場合には、速やかに他の金融機関へのシフト等の対応をとるなど資産保全に努めるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2021年10月1日より施行する(2021年10月1日理事会議決)。